

令和4年7月1日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

薪、木炭等の燃焼により生じる灰の食品の加工及び調理への
利用自粛の再通知について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康
医療局生活衛生部生活衛生課長から、別添のとおり通知がありました。
つきましては、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

農林水産省通知の概要

東北、関東甲信越静地域の17都県において採取された原料等から生産された
薪、木炭等の燃焼により生じる灰については、平成24年の通知により、食品の
加工及び調理に用いないこととしている。福島第一原発の事故から10年以上が
経過し、樹木に含まれる放射性物質の割合は小さくなっているが、薪、木炭等の
燃焼に生じる灰については、薪、木炭等に含まれる放射性セシウムの約9割が濃
縮され残存され、その灰を利用して食品の加工等に使用した場合、放射性セシウ
ムの一般食品における基準値を超過する恐れがあることから、あらためて利用自
粛について通知する。